

## (第1編)

### 第2章 刑事担当裁判官および裁判所(\*Jueces y Tribunales)の管轄

(訳者注：Jueces y/o Tribunales (裁判官および/または裁判所) の記述の場合、これは、それぞれ一人制裁判所裁判官 (第一審兼予審裁判所、商事裁判所、女性に対する暴力裁判所、刑事裁判所、行政紛争裁判所、労働・社会裁判所、少年事件裁判所および刑務所管理裁判所の一人制裁判所の裁判官) と合議制裁判所 (県控訴院、(自治州) 高等裁判所、全国控訴院、最高裁判所) を示す。)

#### 第1節 管轄を決める規則

第8条 刑事裁判権は常に拡張できない。

第9条 特定のある訴訟を審理する管轄権を有する (第一審裁判所) 裁判官および (合議制) 裁判所は、その (訴訟の) すべての付帯事件について、訴訟手続きにおける (裁判官/裁判所) 命令(providencia)を有効にする (管轄権)、また、判決を執行する管轄権を有する。ただし、第801条の規定を害しない。

(本条の最終改訂。2002年)

第10条 刑事訴訟および刑事裁判の審理は、法律により上院、戦争裁判所、海軍裁判所、行政当局または警察当局に留保される事件を除き、通常裁判権(\*jurisdicción ordinaria)に属する。

(訳者注：jurisdicción ordinaria (通常裁判権) とは、司法機関の裁判官・裁判所が法規定または憲法規定により行使する権限で、通常、次の4個に分類される。民事裁判権、刑事裁判権、争訟行政裁判権および社会 (労働) 裁判権 (民事・刑事裁判権のみの上位概念とする場合もある)。スペイン法での刑事裁判権に特徴的なものは、刑事的違法行為に由来する民事訴権が刑事訴権と共に行使できることである。つまり、刑事裁判所が、犯罪で発生した損害に対応する賠償を判断する。)

第11条 通常裁判権に服する者および他の裁判権に服する者が同時に現れる犯罪による訴訟事件の審理は、他の裁判権の管轄に関連して法律に明示的に記載される例外を除き、通常裁判権に属する。

第12条 前条の規定にかかわらず、通常裁判権は、常に、他の裁判権に服する者が犯す犯罪による刑事訴訟事件を準備する管轄権を有する。

この管轄権は、最初の (訴訟) 手続き(\*primeras diligencias：第13条参照)を審理することに限定され、一旦その手続きの結論が出ると、通常裁判権は、法律に従って訴訟事件を審理しなければならない裁判官または裁判所に訴訟 (行為) を委ね、

逮捕された者（\*以下、被逮捕者と訳す）およびその押収された所持品をその処分に任せる。

通常裁判権は、特別（管轄）裁判権が同じ犯罪について訴訟を審理していることが判明され次第、最初の（訴訟）手続きを中止する。

通常裁判権の予審裁判官が発するこの種の回避の決定は、対応する県控訴院に控訴できる。

控訴が審理され、判断される間、第 22 条第 2 段の規定が履行される。その目的のため、および、控訴の審理のために関連する（記録の）公証謄本が送付される。

（訳者注：primeras diligencias（最初の（訴訟）手続き）とは、刑事訴訟において、消滅する可能性のある証拠を記録し、証拠の確認に通じる、また、犯人の特定に通じるものを収集・保管し、場合によって、被疑者を逮捕し、被害者を、その家族または他の者を保護することで形成される手続きである。）

第 13 条 消える可能性のある犯罪の証拠を記録する手続き、証拠の確認および犯罪者の身元確認に適切と考えられるものを収集・保管する手続き、必要に応じて犯罪の責任があるとされる者を逮捕する手続き、また、その犯罪の被害者、その家族または他の者を保護する手続きは、最初の（訴訟）手続きとみなされる。この目的のために本法第 544 条の 2 で言及される保全措置、または、第 544 条の 3 に規定される保護命令を取り決めることができる。

インターネット、電話あるいはその他の情報または通信技術を介して犯された犯罪の審理において、（一人制）裁判所は、最初の（訴訟）手続きとして、職権または当事者の請求で、違法コンテンツの暫定的撤去、当該コンテンツを提供するサービスの暫定的中断、または、外国に由来するときは、それらの物の暫定的阻止から成る保全措置を取り決めることができる。

（本条の最終改訂。2022 年）

第 14 条 憲法および特定の法律によって明示的かつ制限的に（一人制裁判所）裁判官および（合議制）裁判所に割り当てられる事件以外では、管轄は以下のようになる：

① 軽罪(\*delito leve)による裁判の審理および判決については、予審裁判官(\*Juez de Instrucción)（が管轄権を有する）。ただし、管轄が本条第 5 号に従って女性に対する暴力裁判官に属する場合を除く。

（訳者注：Juez de Instrucción（予審裁判官）とは、刑事訴訟事件で裁判の準備を行うため捜査指揮、証人尋問、捜索・立入り・通信傍受などの許可の司法警察等への付与、事件調書作成、起訴の可否の判定などを行う裁判官である（具体的権限は第 2 編参照）。Instruir とは、犯罪を捜査し、証拠を集めることで、訳としては捜査裁判官が適当であるが、我が国の辞書では予審裁判官が定着しているので、そのように訳した。）

(訳者注：delito leve (軽罪) とは、軽刑(pena leve)が科される犯罪で、軽刑は刑法第 33 条第 4 項に列挙されている。自由剥奪刑は該当しない。)

② 刑事訴訟事件の予審については、犯罪が行われた裁判区(\*partido judicial)の予審裁判官、または、女性に対する暴力裁判官、あるいは、法律が定める犯罪に関しては、中央予審裁判官(\*juez central de instrucción) (が管轄権を有する)。

(訳者注：partido judicial (裁判区) とは、裁判上の便宜のために、国を、(自治)市、裁判区、県および自治州で構成している。ここで、裁判区は同じ県の内で1または複数の市の領域で構成される。また、県の領域と合致することもできる。)

(訳者注：juez central de instrucción (中央予審裁判官) とは、マドリッドにその本部を置き、全国をその管轄エリアとする予審裁判官で、中央刑事担当裁判官または全国控訴院に割り当てられる訴訟事件の予審が委任される)

③ 法律が5年以下の自由剥奪刑またはその額に関わらない罰金刑、または、10年を超えないことを条件とする、単独、共同、または代替であるかどうかを問わないその他のさまざまな種類の刑 (\*例えば、公権剥奪刑など) を規定している犯罪の訴訟の審理および判決については、同じく、これらの犯罪の実行者またはその他の者に帰責される、付带的であるか否かにかかわらない、軽罪による訴訟で、軽罪の実行またはその証拠が上述の犯罪に関係している場合、その訴訟の審理および判決については、犯罪が行われた裁判区の (一人制刑事裁判所) 裁判官 (が管轄権を有する)。または、必要に応じて、女性に対する暴力裁判所の裁判区に対応する (一人制刑事裁判所) 裁判官 (が管轄権を有する)、あるいは、対応する範囲で、刑事事件中央裁判官 (が管轄権を有する)。ただし、犯罪が行われた場所の当直 (治安) 予審裁判官(\*juez de instrucción de guardia)の同意判決(\*sentencia de conformidad: 第 787 条参照)を下す管轄権を害しない、また、第 801 条規定の条件に基づき判決を下す権限がある女性に対する暴力裁判官の管轄権を、同様に、判決を下す権限のある予審裁判所の管轄権を害しない。

しかしながら、刑法第 2 編第 3 章に規定される犯罪においては、(刑事) 訴訟の管轄権を決定するためだけに、禁固刑または罰金刑のみが考慮されて、犯罪が行われた裁判区の刑事裁判官または女性に対する暴力裁判所の裁判区に対応する刑事裁判官に、場合によって、法律が5年以下の自由剥奪刑またはその額に関わらない罰金刑を規定している犯罪の審理および判決が対応する。

(訳者注：Juez de Instrucción de Guardia (当番予審裁判官) とは、司法の当番サービスを 24 時間提供して、市民の緊急の事案・訴訟に対応する (一人制) 当番裁判所(Juzgado de Guardia)の予審裁判官である。同一地域の予審裁判官が輪番で務めている。マドリッドには、54 の (一人制) 予審裁判所 (または、第一審兼予審裁判所) があり、これらがほぼ 6 日毎に当番裁判所を務めている (よって、当番裁判所は毎日 9 箇所ある)。刑事訴訟では、特定犯罪の迅速な裁判手続き (第 4 編第 3 章) および軽罪の裁判手続き (第 6 編) で主要な役割を果たしている。)

(訳者注：sentencia de conformidad (同意判決) とは、(当事者の) 同意で、口頭審理裁判を開く必要なくして、訴訟手続きを早期に終結させる裁判手法である。)

④ その他の訴訟事件における審理および判決については、犯罪が行われた裁判区の県控訴院、必要に応じて、女性に対する暴力裁判所の裁判区の県控訴院、または、全国控訴院の刑事裁判部（が管轄権を有する）。

それにもかかわらず、県控訴院が管轄権を有する場合、その犯罪が陪審法廷（\*Tribunal de Jurado）で審理されるべきものである場合には、その審理と判決はその法廷に属する。

（訳者注：Tribunal de Jurado（陪審法廷）とは、原則、県控訴院に設置される陪審法廷で殺人、脅迫、住居侵入などを審理・判決する法廷である。一人の上級裁判官

（これが主催する）と 11 人の陪審員（2 人は補欠）で構成される。ここでは、陪審法廷と訳した。）

⑤ （一人制の）女性に対する暴力裁判所は、以下の事項について管轄権を有し、すべての場合において、本法に定められた手続きおよび不服申立てに従って管轄する：

a) 殺人、中絶、身体的危害、胎児への危害、自由に対する犯罪、倫理的高潔性に対する犯罪、性的自由・安全に対する違反、または、暴力または脅迫を伴って行われるその他の犯罪に関する刑法の各章に含まれる犯罪に対する刑事責任を求める訴訟手続きの予審。ただし、たとえ同居していなくても、その配偶者あるいは犯人と愛情の類似関係で結ばれているまたは過去に結ばれていた女性に対して行われたものに限る。また、ジェンダー暴力の行為が行われるときで、自分自身の卑属、配偶者やパートナーの卑属、または、同居している未成年者または障害者、あるいは、配偶者またはパートナーによる親権、保護、後見、養育、事実上の後見の対象となっている者に対して行われた犯罪の（訴訟の）予審。

b) 被害者が前号で示された者の一人である場合、家族の権利と義務に対する違反に対する刑事責任を求める訴訟の予審。

c) 当直（治安）裁判官に与えられた権限を害しないで、被害者に関連する保護命令の採択。

d) 刑法に関する 1995 年 11 月 23 日の法律 10/1995 司法機関組織法の第 171 条第 7 項 第 2 段、第 172 条第 3 項第 2 段および第 173 条第 4 項に規定される犯罪の裁判における審理および判決。ここで、被害者は、本項の a) で示される者のなんらかの者である。

（本条の最終改訂。2023 年）

第 14 条の 2 前条の規定に従って、ある犯罪による訴訟の審理と判決が（その犯罪に）法律で指定される刑罰の重さに依存する場合には、いずれにしても、訴訟がもっぱら法人に対して行われている場合でも、自然人に法的に定められた刑罰に留意する。

（本条の新設。2011 年）

第 15 条 ある軽罪（\*faltas、現 delito leve）または犯罪が行われた場所が不明の場

合、訴訟または裁判を審理する管轄のある裁判官および裁判所は次の通りである：

1. 犯罪の重大な証拠が発見された（自治）市領域または裁判区の裁判官および裁判所。
2. 被疑者が逮捕された（自治）市の領域または裁判区の裁判官および裁判所。
3. 被疑者の居住地の裁判官および裁判所。
4. 犯罪の知らせを受けた裁判官および裁判所。

これらの裁判官の間または裁判所の間で競合が生じた場合、前述の番号で表される順序を優先して決定される。

犯罪が行われた場所が分かるとすぐに、事件を審理している裁判官または裁判所は、それを管轄権ある裁判官または裁判所のために（審理の）回避を取り決め、場合によって、被拘留者をその裁判官または裁判所の処分の下に置き、同じ裁定の中で、訴訟書類および押収物の引渡しを取り決める。

（訳者注：falta（軽罪）は、2015年の刑法の改訂で delito leve（軽罪）に名称変更された。）

（本条の最終改訂。2009年）

第15条の2 女性に対する暴力裁判官にその予審または審理が対応する犯罪または軽罪が取り扱われている場合、土地管轄は、被害者の住所地によって決定される。ただし、（犯罪）行為が行われた場所の裁判官が採用できる本法第13条の保護命令、または、緊急措置の採択を害しない。

（本条の新設。2004年）

第16条 通常裁判権は、牽連犯罪(delitos conexos)の被告人を、そのうちの1個が通常裁判権の対象である場合、たとえ他の犯罪が他の裁判権に服すものであっても、裁く管轄権を有する。

前段の規定は、特定の犯罪に関して、本法または特別法、および、独自に戦争・海軍刑法(Leyes Penales de Guerra y Marina)に明示的に定められた例外を害しないと解される。

第17条 ① 各犯罪は、単一の訴訟を形成する。

それにも関わらず、（複数犯罪）行為の共同しての捜査と証拠調べがそれら行為の明確化および適切な責任の決定に便宜である場合、牽連犯罪は、過度の複雑さや手続きの遅延を伴う場合を除き、同じ刑事訴訟事件(causa)で捜査され、裁判される。

② 裁判権の割当てと管轄権の配分のため、以下は牽連犯罪とみなされる：

1. 二人以上の者が共同してなした犯罪行為。
2. 事前の合意がある場合、二人以上の者が異なる場所または時間でなした犯罪行為。
3. （複数）他者を加害する、または、その遂行を容易にするための手段としてな

された犯罪行為。

4. 他の犯罪の免責を得るためになされた犯罪行為。
5. 物的および人的（犯人）援助罪、および、過去の犯罪に関するマネーロンダリング。
6. 複数の者によりなされた犯罪行為で、相互に傷害や損害が発生するとき。

③ 牽連犯罪ではないが、同一者によって犯された犯罪で、それらの間に類似性または関連性がある犯罪は、それらが同じ司法機関の管轄にある場合は、検察庁の請求により、（複数犯罪）行為の共同での捜査と証拠調べがそれら行為の明確化および適切な責任の決定に便宜である場合、過度の複雑さや手続きの遅延を伴う場合を除き、同じ訴訟事件で裁判できる。

（本条の最終改訂。2015年）

第17条の2 女性に対する暴力裁判所の管轄権は、牽連犯罪および牽連軽罪の予審および審理にまで、その牽連性が本法第17条の第3号および4号に規定される場合のいずれかに起因しているときは、及ぶ。

（本条の新設。2004年）

第18条 ① 牽連犯罪による訴訟を審理する権限のある（一人制裁判所）裁判官および（合議制）裁判所は、以下の順番の通りである：

1. より重い刑が定められている犯罪が行われた地域の裁判官および裁判所。
2. （種々の）犯罪に対して同じ刑が定められている場合、最初に訴訟を開始する裁判官および裁判所。
3. 訴訟が同時に始まって、どれが先に始まったか不明の場合、それぞれのケースにおいて県控訴院（Audiencia de lo criminal: 現 Audiencia provincial）または最高裁判所が指名する裁判官および裁判所。

② 上記にかかわらず、異なる場所で2人以上の者が犯した牽連犯罪は、事前の通謀があった場合には、関連する県控訴院の本部がある裁判区の裁判官または裁判所が、前項の規定に優先して、審理する権限を有する。ただし、それら種々の犯罪が単一の県の領域内で行われ、そのうちの少なくとも1つが対応する県控訴院の本部がある裁判区で行われた場合に限る。

（本条の最終改訂。2003年）

## 第2節 通常の裁判官と裁判所との間の管轄権の問題

第19条 管轄権を、以下の者は発起および維持できる：

1. 裁判のあらゆる段階での治安裁判官（\*juez de paz）、および、呼出し（\*citación）から出頭行為までの当事者。
2. 予審中の予審裁判官。
3. 裁判審理中の県控訴院。

4. 訴訟のあらゆる状態における検察庁。
5. 訴訟事件に現れた後、その最初の（私的）起訴状を作成する前の私人訴追人（\*acusador particular）。
6. 被疑者、および、原告であるか責めを負う者として登場するにかかわらず、民事当事者。（犯罪の）評価のために訴訟事件の通知があった日から3日以内に（発起する）。

（訳者注：Juez de Paz（治安裁判官）とは、第一審兼予審裁判所が置かれていない小規模な市に設置される非常に簡易な民事・刑事事案を扱う（一人制裁判所の）裁判官である。対応する市の市会で選出され、対応する自治州の高等裁判所が任命する。任期は4年である。いわば、市の平穩を維持する街の裁判官である。伝統的に治安裁判官と訳されているのでそれに従った。）

（訳者注：当事者を裁判所に出頭させる場合、emplazamiento（召喚）と citación（呼出し）が使用される。召喚と呼出しの主な違いは、前者は、ある期間を定めて裁判所などへ出頭を求める通知行為で、後者は、場所、日時を定めて出頭を求める通知行為である。ここでは、前者を”召喚”、後者を”呼出し”と訳した。）

（訳者注：acusador particular（私人訴追人）とは、犯罪被害者となったことにより刑事訴権を行使する自然人または法人である。その刑事訴訟への介入は検察官のそれと同様である。我が国の被害者参加制度と異なり、検察官が起訴しなくとも、独自に起訴できる。）

第20条 以下の者は、次数条が定める様式で、管轄権問題について裁定するための階層的上位者である：

1. 同じ裁判区の治安裁判官（間の管轄問題）については、予審裁判官。
2. 同じ裁判区の予審裁判官（間の管轄問題）については、県控訴院。
3. 同じ（自治州）領域の県控訴院（間の管轄問題）については、（自治州）高等裁判所大法廷。
4. （自治州）高等裁判所（間の管轄問題）については、または、管轄が、ある自治州領域の県控訴院とその（高等裁判所の）刑事部との間にあるときは、最高裁判所。

第1号、2号および3号に記載された裁判官または裁判所のなんらかに共通の直属上位者がいない場合、管轄権は階層順番でそうなる者が決定する、そして、これがない場合は最高裁判所が決定する。

第21条 最高裁判所は管轄権を形成したり発起したりできない、また、いかなる裁判官、裁判所または当事者も最高裁判所に対して管轄権を主張できない。

その審理が最高裁判所に留保されている事案をなんらかの裁判官または裁判所が審理している場合、最高裁判所は、検察庁の要請または当事者の請求により、職権でそれらの者に対し、すべての訴訟手続きを回避し、2日以内に（訴訟）背景事実を、

自身の見立てで裁定するために、送付するよう命じる。

しかしながら、最高裁判所は、管轄を裁定する一方で、その緊急性または必要性が明らかなら（訴訟）手続きの継続を、同じ命令で認可できる。

最高裁判所の判断に対してはいかなる不服申立てはできない。

第 22 条 2 人以上の予審裁判官が、ある事件について管轄権を争う場合、最初の意思の疎通で管轄権について合意に達しない場合、管轄の上級庁に（関連記録の）公証謄本(\*testimonio)を送付して説明する。そして、上級庁は、自身の見立てで、事後の不服申立てなくして、どの予審裁判官が管轄すべきかについて明白に判断する。

判断が下されるまで、各予審裁判官は、犯罪および緊急性が認められるその他の行為を確かめるために必要な措置を講じ続ける。

紛争が管轄の上級庁によって解決されると、（訴訟）行動を停止する予審裁判所の裁判所書記官は、実行された措置および収集された物品を、上級庁の訴訟審理中止命令を受け取った日から 2 日以内に、管轄があるとされた予審裁判官に引き渡す。

（訳者注：testimonio（公証謄本）とは、法的に認証する権限がある公務員（ここでは、裁判所書記官）により発行される、ある書類の公証コピーである。）

（本条の最終改訂。2009 年）

第 23 条 予審（手続き）(\*sumario)の間または刑事訴訟の予審（手続き）のなんらかの段階で、検察庁または当事者のなんらかの者が、その予審裁判官は事件を担当する管轄権を有していないと考える場合、対応する上級裁判所に不服申立てできる。その上級裁判所は、必要と思われる報告を受け取った後、（この問題について）判断する、この判断には後で不服申立てできない。

いずれにしても、前条第 2 段の規定は遵守される。

（訳者注：sumario（予審（手続き））とは、刑事訴訟の事前・準備段階として、犯罪事実に関する告発または職権によって開始される（予審）裁判官による（捜査等の）手続きの総体である。第 299 条参照。）

第 24 条 予審（手続き）が終了した場合、主張されるすべての管轄問題は、その判断が下されるまで（訴訟）手続きを中断する。

第 25 条 自らに管轄権があると考えた裁判官または裁判所は、管轄権を主張しなければならない。

また、訴訟の審理が自己に属しないと考えるときは、それについて利害関係者または検察庁の不服申立てがない場合でも、管轄がある裁判官または裁判所のために職務回避を取り決める。

主張される（管轄）問題を最終的に解決する、または、管轄権を承認する確定司法判断が下されない間は、同じクラスの別の予審裁判官のために職務回避を取り決め



た予審裁判官は、犯罪を確認する、被疑者を捜査・特定する、また、被害者を保護するために必要なすべての手続きを引き続き実行する。このために、職務回避を先ず取り決める裁定（書）でこの状況を記載する、また、この裁定書には訴訟手続きの（関連記録の）公証謄本のみが添付される。（管轄）問題が解決されるか、確定裁定により管轄権が承認されると、裁判所書記官は（訴訟）記録原本と証拠物件を管轄権を有する裁判官に送付する。

治安裁判官または予審裁判官が、他の裁判官または裁判権のために職務回避して下す決定には不服申立てできる。この場合、第 12 条の最後の段の規定が遵守される。県控訴院の決定に対しては、破棄請求（\*第 5 編第 2 章）を申立てできる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 26 条 検察庁および当事者は、職務回避請求(inhibitoria)または（管轄違いの）抗弁(declinatoria)によって管轄権を主張する。

これらの手段のいずれかの使用は、管轄権の審理中およびこれが決定された後で、他方の使用を完全に排除する。

職務回避請求状は、管轄権があるとみなされる裁判官または裁判所に提出される。（管轄違いの）抗弁は、管轄権がないとみなされる裁判官または裁判所に提出される。

第 27 条 職務回避請求状が提出された治安裁判官は、検察官が職務回避請求状を提出していないとき、検察官の意見を聞いて、2 日以内にその職務回避請求が適切かどうか裁定する。

（審理中の他の治安裁判官への）職務回避請求を拒否する決定は、対応する予審裁判官に対して控訴できる。

第 28 条 （請求状が提出された）治安裁判官が職務回避請求が適切であると認めた場合、公文書(oficio)によって回避を行うよう命じ、公文書にその決定の根拠を記載する。

公文書は正確に 24 時間以内に（職務回避が請求された治安裁判官に）送付される。

第 29 条 職務回避請求された治安裁判官は、検察官の意見を聞いて、2 日の期限内で審理を放棄するか管轄権を維持するか裁定する。

放棄のケースでは、その後 24 時間以内に、実行された（訴訟）手続き記録文書を職務回避請求裁判官に送付する。

管轄権を維持する場合は、自己の決定の根拠を説明した上で同じ期間内に（回避請求裁判官に）通知する。

第 30 条 訴訟記録を職務回避請求裁判官が受け取ると、他の手続きなしに、24 時間以内に管轄権を主張するか、それとも管轄権から手を引くか宣言する。

主張する場合では、職務回避請求された（治安）裁判官に、第 20 条の規定に従って、管轄権を裁定すべき裁判官または裁判所に（訴訟）手続き記録文書を送付するために、同日通知する。その（職務回避請求された）裁判官は、24 時間内に自らの（訴訟）手続き記録文書を送付する。

手を引く場合では、職務回避請求された（治安）裁判官に同じ期間内に、その裁判官が審理を続行できるように、そのことを通知する。

職務回避請求された（治安）裁判官が職務回避請求に同意して下した決定は、対応する予審裁判官に控訴できる。同様に、職務回避請求裁判官が職務回避請求を撤回して下した決定にも、控訴できる。

第 31 条 管轄権を裁定するよう要請された裁判官または裁判所が（訴訟）手続き記録文書を受領すると、2 日以内に検察官の意見を聞いて、検察庁が意見を送った日から 3 日以内に管轄を判断する。

（一人制）裁判所または県控訴院の裁定に対しては、破棄請求できる。最高裁判所の裁定に対してはいかなる不服申立てもできない。

第 32 条 治安裁判官に対して管轄違いの抗弁が行われる場合、その裁判官は、事前に検察官の意見を聞いて、職務回避を取り決めることが適切かどうかについて 2 日の期限で裁定する。

職務回避請求を拒否する決定は、管轄権の裁定を担当する（一人制）裁判所に対して両方の効果(\*ambos efectos)で控訴でき、その裁判所は前条第 1 段に規定された方法で控訴を審理する。

その裁判所の裁定に対しては、破毀請求できる。

（訳者注：ambos efectos（両方の効果）とは、移審効果と執行停止効果である。）

第 33 条 刑事裁判所（\*注：治安裁判官以外）への職務回避請求は、弁護士が署名した書面で行なわれる。

書状には、職務回避請求者が管轄違いの抗弁を利用しなかったことを表明する。そうしなかった場合は、管轄権が請求者に有利に判断されるか、後に管轄権が放棄されるかにかかわらず、請求者に対して費用の支払い命令が下される。

第 34 条 職務回避請求状が提出された裁判所の書記官は、訴訟事件の規模に応じて 1～2 日以内にこれを検察庁（これが職務回避請求しなかった場合）に送付し、同様に、職務回避を行うよう要求された裁判所が審理していた可能性がある訴訟事件に現れるその他当事者にも送付する。そして、その（職務回避請求状が提出された）裁判所は、その見立てで、次の 2 日以内に、職務回避請求公文書を発行するよう命じるか、その（職務回避請求の）余地がないと宣言する。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 35 条 職務回避請求を拒否する決定に対してのみ、破棄請求を提起できる。

第 36 条 次の公証謄本が、職務回避請求公文書に添付される：(当事者等の)職務回避請求状、場合に応じて検察庁および当事者の陳述、下された決定および裁判所が管轄権の根拠として適切と判断したその他のもの。

公証謄本は、事件の規模に応じて 1~3 日の延長不可の期間内に作成され、送付される。

第 37 条 職務回避が請求された裁判所の書記官は直ちに受領書を発行し、一定期間内に検察庁、私人訴追人(存在する場合)、第 118 条および第 520 条に係わる出廷する可能性のある者、および、民事当事者として現れる者に、それぞれ 24 時間を超えることができない期限で、転送する。その後、(職務回避が請求された)裁判所は職務を回避する、または、それをする余地がないと宣言する決定を下す。

当該裁判所が職務を回避するという決定に対しては、破棄請求以外の不服申立てできない。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 38 条 裁判所が職務を回避するという決定が合意または執行されると、裁判所書記官は、3 日の期間内に、職務回避を請求した裁判所に訴訟事件を、当事者を召喚して、また、被告人、重要な犯罪の証拠および押収物をその裁判所の処分に任せて、付託する。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 39 条 職務回避が拒否された場合、その決定は、検察庁と当事者の陳述の公証謄本、および、その他適切とみなされるすべてのものとともに、請求裁判所に通知される。

公証謄本は 3 日以内に発行され、送付される。

送付状(oficio de remisión)では、請求裁判所に、回避に固執しない場合には、(回避請求された裁判所が)訴訟を継続するために直ちに回答することが要求される、または、別の(固執する)場合は、訴訟事件を関連する裁判所に、管轄権を判断するために、付託することが要求される。

第 40 条 前条の送付状が受理されると、職務回避を請求した裁判所は、他の手続きなしに 2 日以内に決定を下す。

回避請求を撤回する決定に対しては、破棄請求のみ行うことができる。

第 41 条 (請求)裁判所が回避請求を撤回する決定が合意または執行されると、これを 24 時間以内に回避請求された裁判所に、訴訟事件を(請求)裁判所が引継ぐた

めになしたすべてのものを同時に送付して、通知する。

第 42 条 回避請求裁判所が自己の管轄権を保持する場合、その旨は回避請求された裁判所に、その（裁判所が）事件記録を（管轄の）裁定が対応する裁判所に送付するために、24 時間以内に通知する、この際、請求裁判所は、自己の前でなされたものの記録を（同裁判所に）送付する。

第 43 条 管轄権は、検察庁が意見を発してから 3 日以内に（対応する）裁判所によって判断される。その意見は 2 日の期限で発せられる。

これらの決定に対しては、それらが（自治州）高等裁判所によって発令される場合、破棄請求を申立てできる。

最高裁判所が言い渡した決定に対しては、いかなる不服申立てもできない。

第 44 条 管轄権を裁定する裁判所は、無謀に回避請求を維持した、または、それに異議を唱えた当事者に対して、回避請求によって発生した費用の支払いを、場合に依りて、当事者が支払うべき割合を決定して、命ずることができる。

費用の特別な支払い裁定がない場合、管轄（問題）で生じた費用は職権でなされると解される。

第 45 条 （管轄違いの）抗弁は、事前的抗弁権 (\*artículo de previo pronunciamiento) として審理される。

（訳者注：artículo de previo pronunciamiento（事前的抗弁権）とは、刑事訴訟の前提または抗弁で事前1に裁定されるべきものである。第 666 条に具体的に規定されている）

第 3 節 管轄権の否定および特別裁判官または特別裁判所によって提起される管轄権の否定、並びに、行政当局に対する苦情の不服申立て

第 46 条 2 者以上の裁判官または裁判所の間で争われる管轄権の問題が、全員が訴訟事件の審理を拒否することで否定的に終わった場合、管轄は上級の裁判官または裁判所が、あるいは、必要に応じて、最高裁判所が、その他の管轄権について規定された手順に従って、判断する。

第 47 条 通常裁判権と他の優越裁判権との間での管轄権の拒否の場合は、通常裁判権が訴訟事件を開始するか続行する。

第 48 条から第 50 条 （削除）

第 51 条 （削除）

